
法と心理学の事典

—犯罪・裁判・矯正—

越智 啓太
藤田 政博
渡邊 和美

.....
[編集]

朝倉書店

科学的陪審選任・ 陪審員（裁判員）の選定

科学的陪審選任方法（scientific jury selection）とは、社会心理学研究の専門家の協力のもと、事件や被告人への偏向・偏見を検証し、忌避権を有効に使うことで最終的な陪審員を選任する作業をいう。これには公判前の陪審候補者対象者となる住民の意識調査、裁判所で陪審候補者に直接配布された詳細な質問票の回答の統計分析、法廷内での予備尋問で裁判官や検察官・弁護人の質問に伴う候補者の回答や動作などの科学的分析を踏まえて行われる。

科学的な選任方法は、刑事と民事の両陪審裁判で用いられている。アメリカでは1960年代後半から1970年代前半にかけて、刑事事件の陪審選定において専門家が積極的に協力・参加する科学的陪審選任が盛んに用いられるようになった。その後、70年代後半にIBMが独占禁止法で訴えられた裁判で適応されたのが民事陪審での科学的選任手続のはじまりである。

■ 歴史的背景

社会学者などが陪審選任のサポート役として積極的に参加するようになったのは、反戦活動家が裁判にかけられた1960年代後半が最初である。そして彼らが科学的な方法を使って陪審選任を行ったのは、1972年のペンシルベニア州ハリスバーグ市で行われた「ハリスバーグ・セブン」といわれる著名な刑事陪審裁判が最初である。反戦牧師であるフィリップ・ベリガンを含む7人のベトナム戦争反対の活動家が、大統領アドバイザーのヘンリー・キッシンジャーの誘拐や、爆弾テロを企てたとして逮捕され陪審裁判に掛けられた。コロンビア大学

社会学教授のジェイ・シュルマンを含む進歩的な心理学者・社会統計学者などがサポート役として裁判に参加し、科学的な陪審選任方式を試みたのが最初である。

彼らは管轄区の住民の意識調査を行い、被告に有利な陪審評決を得るために、理想的な陪審員候補者のプロフィールを属性分析を使って検証した。当初、弁護人や専門家は大学生や高等教育を受けた候補者の多くは進歩的な理念をもち、被告人を含む反戦・反政府活動家を支援する意見をもつと予想していた。しかし分析の結果、裁判管轄区の大学教育を受けた多くの住民は富裕階級出身者で、保守的思想をもち、むしろベトナム戦争を含む政府政策をサポートし、同時に過激な反戦活動家に対し批判的な視点をもっていることもわかった。法廷内の予備尋問では、弁護人は大学卒で富裕な候補者に対し合計28の忌避権を行使し排除した。逆に検察側は反戦活動に共鳴する4人の白人と2人の黒人を忌避権で排除した。陪審評決は10対2で無罪の賛同が過半数となり、結果的に評決不成立（hung jury）となった（Fukurai et al., 1993）。

民事陪審では、独占禁止法に違反しているとしてIBMが南カリフォルニアのコンピュータ会社に訴えられた1977年のケースが、科学的陪審選任方法を用いた最初である。IBMは南カリフォルニア大学コミュニケーション学教授のドナルド・ビンソン氏をコンサルタントとして雇い、IBMの主張が十分理解できるような法廷内での証人・証拠提示の戦略を練った。ビンソン教授は実際に選任された陪審員の属性をもつ同様な模擬陪審員を使って、公判と平行して模擬陪審実験を行った。実験では公判と同じ証人・証拠提示を行い、模擬陪審員の反応に基づいて評決に有利になるような証拠提示方法を検証した。これはシャドー

ジュリー（影の陪審）といわれ、科学的な法廷戦略方法として今も利用されている。1980年のMCIがAT&Tに対し独占禁止法違反で訴えた民事陪審裁判でも科学的陪審選任方法が適用された。結果的にMCIが勝訴し、民事陪審はAT&Tに6億ドルの損害賠償の支払いを命じた。

近年では、ロドニーキング暴行裁判やO.J. シンプソン裁判などの著名な刑事裁判でも、科学的陪審選任方法が使われた。しかし、科学的選任法を用いたすべてのケースで裁判に勝利しているわけではない。2004年12月に有罪判決が下ったカリフォルニア州でのLaci Peterson殺人裁判では、2年半続いた米国最長のマクマーチン児童虐待陪審裁判などに携わった陪審コンサルタント（→9.16）が弁護側に加わり陪審選任をサポートしたが、被告人は有罪と死刑の評決を受けている。

■科学的陪審選任方法の必要性

陪審員が直接選ばれる従来のボア・ディール（以後、予備尋問）では、検察官や弁護人は自らの直感や経験に頼る傾向があった。しかし、直感的判断だけでは必ずしも偏向のない公平な陪審員を選べるとは限らない。科学的選任法は弁護人や検察官に対し、適格に陪審員候補者の偏向・予断を分析する科学的手段を与えたのである。

たとえば過剰な報道が行われた事件では、事件や被告に対し偏向や予断をもたない陪審員を選任するのは非常に困難である。事件のおもな情報源は検察・警察であるため、多くの報道は被告人に対し批判・否定的な内容がほとんどだからである。その結果、陪審員候補者の多くは、公判前にすでに被告人が「有罪」であると想定してケースが少なくない。このような被告側不利の状況において、予断がない、または非常に偏向が少ない陪審員を選任することは

重要な弁護側の作業となる。そして陪審員が直接選ばれる予備尋問では、裁判官の許可を得て弁護人や検察官が候補者に対して直接質問する。そして事件や被告人に対する偏見の有無、また証人との関係を確認する。さらに著名で過剰な報道がなされたケースでは、予備尋問以前に配布された詳細な質問票への回答内容を踏まえて、偏向・予断を分析し、選任作業が行われる。事件内容によっては公判前に住民の意識調査を行うこともある。さらに予備尋問が行われている時点でも、候補者の質問票への回答の科学的分析のほかに、心理学者らによる非言語行動（non-verbal communication）の観察による個性・性格などの分析を行い、忌避権の行使を検討する。

■O.J. シンプソン刑事陪審裁判での陪審コンサルタントの役割

最後に実例をあげて検証してみたい。アメリカの著名な陪審裁判に、ロサンゼルス（以下ロス）市で行われたO.J. シンプソン裁判がある。1995年にはじまり、無罪評決の終結まで9ヵ月を要した裁判である。私が陪審員選任コンサルタントとして携わった裁判に、同じロス市で行われたマクマーチン児童性的虐待裁判がある。これは1987年にはじまり、連日アメリカ全土に報道され1990年に終結するまで2年半を要した全米最長の陪審裁判である。シンプソン裁判では、マクマーチン裁判で一緒だったジョアレン・デイミトリアス博士が陪審コンサルタントとして活躍した。

シンプソン裁判はマクマーチン裁判やそれまでの裁判とは違いテレビ放映が許可され、さらに陪審員がマスコミの影響を受けないようホテルに長期間隔離された裁判としても有名である。この裁判ではマクマーチン裁判と同様に、質問票を事前に作成し陪審員候補者に回答してもらった。質問票

には、人種問題に関する個人的経験や意見、さらにはシンプソン被告の妻とボーイフレンドが白人だったことから、異なった人種間の結婚に関する考え、家庭内暴力、異性問題などへの意見、最後に実際にシンプソン被告が殺人犯と考えるかなど、選択・自由形式の質問も含め、数十ページに及ぶものであった。選択形式の回答は統計分析、自由形式の回答は内容分析によって、シンプソン被告に有利な陪審員候補者のプロフィールを作成した。有利といっても、証拠を無視して被告の無罪を主張しているのではなく、証拠に基づく公正な判断が可能な陪審員候補者を見出すのである。さらに証拠内容に関係なく、黒人への人種差別で「有罪」をすでに確信している候補者を見出し排除の対象とするためでもある。

陪審候補者の選任方法と陪審員の構成

この裁判では、他の裁判管轄区と違った選任方法制度を使っていたため、その特徴を事前に分析する必要があった。ロス郡の陪審コミッショナーは、郡内に存在する数十箇所の地方裁判所に連日何百人という陪審候補者を供給する義務があり、その遂行には大変な努力が必要であった。そのためロス郡の陪審管理事務所は「ブルズ・アイ」と称する特別の選任方法を1970年代初めに考案した。これは個々の裁判所に陪審員候補者の特別区域を地理的に規定し、その中から無作為に候補者を抽出する方法である。この制度によって、すべての裁判所で確実に陪審員候補者が確保できるようになった。しかし、裁判所によっては、同時に人種・階層的に大きく偏った陪審構成も可能にした。たとえばロス市のダウントウン中央に位置するセントラル地方裁判所の陪審員は、周辺に住む黒人・メキシコラテン系住民が陪審員候補者となるため、この裁判所の陪審裁判では非白人が過半数を占める

ことになった。シンプソン裁判でも、陪審員12人中9人が黒人であったことは記憶に新しい。逆にマンハッタン・ビーチやサンタモニカのような郊外にある裁判所では、白人が陪審候補者の大半を占めることになった。1997年に行われたシンプソンの民事陪審裁判は、サンタモニカ地方裁判所で行われ、陪審員全員が白人となった。さらにこの白人陪審は、黒人の陪審が下した無罪評決とは逆に、シンプソン被告の殺人を認定する判決を下し、被告に多額の賠償金を課した。このように人種構成の異なった陪審評決は、法律上の問題以前に、未だ根絶していない米国の人種問題を浮き彫りにしている。よって弁護士やそれをサポートする陪審コンサルタントは、裁判管轄区での陪審候補者の選任方法が人種や社会階級構成に及ぼす影響を事前に把握しておく必要があった。人種などの社会的属性によって、警察・検察や政府機関、さらには人種問題に対する意識が著しく異なるからである。そして人種・民族的に異なる陪審員候補者の特性に基づく適切な質問票や選任方法を考慮しなければならないからである。

無罪評決と合理的な疑問 シンプソン刑事陪審裁判では、被害者が白人で加害容疑者が黒人であったことから、人種問題が大きく取り上げられた。日米マスコミのおもな反応は、黒人の被告は二重殺人を犯したにもかかわらず、同じ黒人陪審員の人種的な計らいで幸運にも無罪になったとする評価が多くあった。つまり白人社会の抑圧・差別に対する黒人陪審員の違法な反応が無罪評決の裏にあったとする評価である。しかし最近の陪審研究では、シンプソン被告に対する無罪評決は「合理的疑問」という法律的概念に則った陪審員の正しい評価が原因であるとする見方が大方である。つまり陪審の無罪評決は「犯罪を犯し

ていない」という意味ではなく「検察側の証拠には合理的な疑問があって、有罪にはできなかった」とする判断である。米国の陪審裁判には、日本で一般にいわれる「無罪 (innocence)」という評決は存在せず、「有罪 (guilty)」か「有罪にあらず (not guilty)」の二種類の評決しかない。後者の「有罪にあらず」は、検察は有罪を立証するための十分な証拠を提出できず、立証責任を果たせなかったという陪審員の判断にすぎない。犯罪を犯していない、つまり「無罪」という事実を陪審員全員が確証したのではない。評決後のインタビューで陪審員の多くは「被告は殺人を犯したかもしれない」と述べている。同時に検察側証人の証言や提出証拠には数多くの問題・疑問点があり、有罪の確証はできなかったと述べているのである。

米国の多くの裁判では、このように人種差別など社会的にセンシティブな要素が絡む事件が多い。陪審コンサルタントは、これらの裁判の陪審員選定手続きで、合理的疑問のレベルの高さに応じて陪審員を選ぶ必要がある。たとえば有色人種が被告人の裁判では、警察・検察が提出する物的証拠・証言の信憑性や信用性に対し、人種的に異なった合理的疑問の基準で評議・評決する傾向が見られるからである。黒人が多く住むニューヨーク・マンハッタンの地方裁判所では、過半数の陪審裁判で「有罪にあらず」の評決を下しているといわれる。つまり、政府側の証拠に合理的疑問がない場合においてのみ、黒人陪審は有罪評決を下すのである。よってニューヨークやワシントンのように黒人が多く住む大都会の検察・警察は、すべての証拠採取・調査において人種的偏見のない、公正公平な調査・証拠最終方法の駆使に細心の注意を払わなければならない。

■ 結 び

科学的陪審選任方法は候補者一人一人の予断や偏見を調査・分析し、忌避権の行使を通して最終的な陪審員を選択する方法である。しかし、多民族国家であるアメリカでは、これまで検察側の忌避権の差別的乱用が、混成陪審の構成を阻止し、多くの白人陪審を生んできた。これは科学的陪審選任方法は弁護側だけでなく、検察側も使用するケースも少なくないからである。

日本の裁判員制度でも、忌避権行使はアメリカのように検察側に乱用される可能性がある。裁判員法は、理由なき忌避権の行使を容認しているからである。さらに裁判員選任の2日前に、候補者のリストが検察側に公表されるので、候補者やその家族・親族の思想的背景などが事前にチェックされる可能性があり、不公平な忌避権の行使が行われる可能性も生んだ。よって裁判員制度での検察側による忌避権行使と乱用の裁判員構成への影響は、早急に研究せねばならない課題のひとつである。もし忌避権乱用が、低層階級者や日本のマイノリティーなどの、いわゆる「社会的弱者」の排除に使用されるのであれば、アメリカと同様に忌避権の廃止を含めて議論しなければならない。そしてアメリカで忌避権の存続が激しく論議されている現状を踏まえて、検察側による潜在的な忌避権の乱用についてさらに警鐘する必要があるだろう。

〔福来 寛〕

▶ 文 献

- Butler, E.W. et al., (2001). *Butler Anatomy of the McMartin child molestation case*. University Press of America. (庭山英雄・黒沢香 (翻訳) (2004). マクマーチン裁判の深層——全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判 北大路書房)
- Fukurai, H., Butler, E.W., & Krooth, R. (1993). *Race and justice: Racial Disenfranchisement and the Search for Justice*. NY: Plenum Press.

陪審コンサルティング

陪審コンサルティングとは、原告または被告のために陪審評決が有利になるような当事者以外の専門家による支援作業をいう。アメリカでは刑事と民事の陪審裁判で、活動がマスコミで大きく取り上げられるようになった。同時に、倫理道德的問題を指摘する声も大きくなっている。

■ 陪審コンサルティングの歴史

古代陪審の起源はアテネの陪審法廷 (dikasteria) にあるといわれるが、近代史における陪審裁判を支援する司法活動の歴史は非常に浅い。陪審コンサルティングという言葉が生まれ、または職業として確立したのは、市民権運動やベトナム戦争反対運動が活発になったアメリカ社会激動期の1960年代だといわれる。政府機関に逮捕された反戦活動家・学生や市民運動家を、弁護士や進歩的学者が共同してサポートしたのが発端だといわれる。1950年代からはじまった連邦捜査局による対敵諜報プログラム (COINTELPRO: Counter Intelligence Program) に象徴されるように、反戦平和や人種・民族平等を求める活動団体は、連邦捜査局 (FBI) や政府機関によって危険視され、取締りや監視・弾圧の対象となった。たとえば「ブラックパワー」路線を主張し、第三世界との連帯を訴えるブラックパンサー党や学生非暴力調整委員会 (SNCC: Student Nonviolent Coordinating Committee) の活動家、さらには無政府主義カトリック信徒 (Anarchic Catholic Left) の反戦牧師がテロリストとして裁判にかけられるなか、社会心理学・犯罪学・社会統計学などの学者が陪審裁判に積

極的に参加したのがきっかけである。よって当初の彼らの支援作業は営利的な目的をもたず、反政府団体・活動家の犯罪化 (criminalize) を試みる連邦政府政策からの救済がおもな目的であった。著名な陪審コンサルティング団体である National Jury Project は、このような反政府活動家の救済的目的の流れを汲んで、1975年にカリフォルニア州オークランド市に進歩的な社会心理学・統計学などの専門家によって創設された。

■ 陪審裁判における作業

コンサルタントが行う専門的作業は、民事・刑事事件によって異なる。たとえば刑事事件での作業はおもに次の四つがある。ひとつは、事件の性質や種類に基づいて、裁判地変更の申請、住民の意識調査、陪審リスト作成の公正さの検証を行う。マスコミが大きく取り上げた事件では、地域住民の意識調査をもとに裁判地変更の申請を検討する。同時に陪審員候補者のリストが公正に作成されているかどうか検証する。これらの作業は、陪審員候補者が実際に裁判所に出頭する前に行われる。

二つめは、法廷内での実際の裁判員の選択にかかわる作業である。たとえば、選任手続の環境や質問条件を被告人に有利にするための法廷内戦術、偏向・予断をもつ候補者を見分けるための質問票の作成と分析、場合によっては科学的陪審選定選任方法 (scientific jury selection) (→9.13) の使用を検討する。そして陪審員候補者の質問票への回答に基づいて、心理的分析や事件・被害者への偏向を分析する。

三つ目は、公判の証人・証拠提示のサポートである。陪審員が理解しやすい証人への尋問や証拠提示を検討する。たとえば陪審員の評議内容に影響を与えられとされる証人喚問や証拠提示の方法を検証する。場

合によってはシャドー陪審員を使って、実際の陪審員のもつ属性と同じ人たちを募集して模擬陪審を開催し、証人尋問方法や質問の種類や有効性、証拠提示の仕組みや順番・方法等の直接的な検証を行うことも大切な専門家の作業となる。

最後に被告人が有罪評決を受けた場合、上級審において「法律的な審査を受けうる法的な根拠」を示す申立の検討である。ここでは陪審リスト作成や質問票の送付手続の公平性、予備尋問における検察側忌避のジェンダーや人種・年齢・宗教別の行使の可能性など、選任過程で記録化された資料をもとに、公正な選任手続がなされたかどうかを検討する。刑事裁判の過半数が有罪評決で終結する現状を踏まえ、多くの弁護士は有罪確定後の異議申立を裁判所に対して行う作業を、公判前にすでにはじめている。たとえばカリフォルニア州の公設弁護士（public defender）の多くは、管轄区域の陪審員の代表性について、過去の経験や判例などで示された研究結果などを予め分析し、裁判所に対し候補者名簿や選任手続の資料の情報開示請求を事前に行う。そして地元の選任手続の公正・公平性の調査・分析をもとに、有罪確定後の戦略を検討する。

■ 倫理・道徳的問題

近年、陪審コンサルタント活動に対する倫理・道徳的問題が指摘されている。1995年のO.J.シン普森裁判では、被告はドリームチームといわれる著名な弁護士や陪審コンサルタントを雇い、無罪評決を不当に得たと批判された。民事裁判では、公害・人権訴訟で被告になった大企業が巨額な費用で陪審コンサルタントを雇い、勝訴するケースが多くなっている。このような裁判では、貧困層や少数民族が被害者になるケースが少なくない。「社会的弱者」は自ら専門家を雇う金銭的余裕がなく、金銭的不平等が

そのまま裁判の結果に反映される。近年では企業に有利な陪審裁判の司法環境をつくる司法専門家の作業も問題視されている。たとえば証拠認定や陪審選定手続きを有利に行うために、陪審裁判が行われる裁判管轄区の判事への政治的圧力である。

アメリカ不法行為法改革協会（American Tort Reform Association）は1986年にアメリカ医師会（AMA）と三百社以上のアメリカ企業が出資してつくった。アメリカ全土の民事訴訟を統計的に分析し、大企業を含むビジネス団体に不利な評決・判決を出した裁判管轄区のランキングを「Judicial Hellholes」という小冊子に毎年発表している。カリフォルニア州のように地裁判事を6年ごとに地方選挙で再選する裁判管轄区では、再選資金は裁判官が自ら調達をしなければならない。資金源は商工会議所や地元支店をもつ大企業が主となる。この団体は反企業体制の裁判所を公表することで、裁判官を含む地元の司法関係者を間接的に牽制しているのである。さらに行政や司法への圧力を通して、医療損害賠償額の最高額の制限を提案したり、企業への懲罰的損害賠償制度（punitive damage）を制限したりなど、陪審員の評決に対し一定の法的な制約を敷く働きかけもしている。

■ 結 び

日本では民事裁判での市民の司法参加制度はない。しかし刑事事件での裁判員裁判におけるコンサルティング活動はこれから活発になるであろう。著名な事件での意識調査や被告人に対する偏見・予断の分析、裁判員選定過程での質問票の作成、有罪確定後の選任手続に関する異議申立など専門家が関与する作業は多い。倫理道徳的問題点を十分に検討しつつ、多くの司法研究・専門者や市民活動家による弁護士への積極的な支援活動に期待したい。〔福来 寛〕